

1	0	年	保	存
機	密	性	1	

基 発 0916 第 2 号

平成 27 年 9 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成27年度過重労働解消キャンペーンの実施について

過重労働解消による健康障害防止対策については、平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき推進してきているところである。しかしながら、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められる状況にある。

このような状況の中、平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015「未来への投資・生産性革命」において、働き過ぎ防止のための取組強化として「企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導體制の充実強化を行い、本年1月から実施することとした月100時間を超える時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導を徹底する。」が盛り込まれたところである。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」に基づき、平成27年7月24日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されたほか、同法において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされているところである。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「平成27年度過重労働解消キャンペーン実施要領」を別紙のとおり策定し、これら一連の対策の周知・啓発等を集中的に実施することにより、労使が一体となった取組を促すこととしたので、本実施要領に基づき、当該キャンペーンの適切な実施に遺憾なきを期されたい。

平成27年度過重労働解消キャンペーン実施要領

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 長時間労働の削減
- (2) 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
- (4) 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成27年11月1日（日）から11月30日（月）まで

3 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 「労働条件相談ほっとライン」（無料）の実施（委託事業）

「労働条件相談ほっとライン」により、平日の夜間・休日に、無料電話相談を実施する。

イ 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

ウ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載等

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

オ 「過重労働解消のためのセミナー」の実施（委託事業）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に、事業主、企業の労務担当責任者等を対象に、全国26か所（北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島）で、計33回実施する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 重点監督等の実施

別途指示するところにより、監督指導等を実施する。

イ 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施

都道府県労働局（以下「局」という。）において、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を平成27年11月7日（土）に実施し、相談に対する指導・助言を行う。

実施局においては、所轄の労働基準監督署（以下「署」という。）、局総務部企画室、職業安定部各課室、雇用均等室等又は公共職業安定所へ情報提供すべき相談については、電話相談終了後、担当部署へ、別途指示する電話相談受付票を送付すること（公共職業安定所へ情報提供する場合には、職業安定部を通じて行うこと）。また、実施局以外の局の管内に所在する事業場に係る相談については、実施局から、該当局監督課を経由し、担当部署へ送付すること。

ウ 使用者団体等への協力要請

局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

エ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（1）ウの取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発を行う。

オ リーフレットの配布

局及び署は、送付されたリーフレットを、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布するほか、集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。